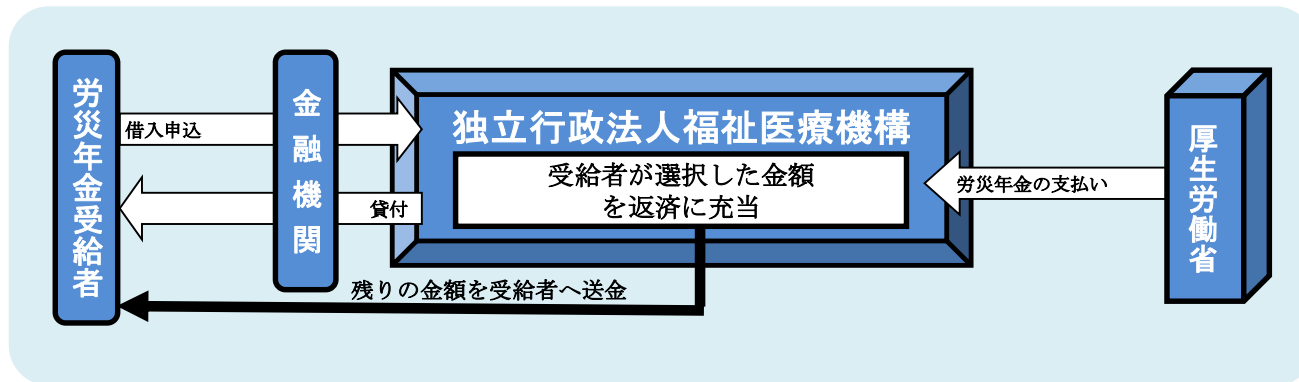


【見直しの趣旨・内容】

- 労災年金担保貸付事業は、労災年金受給者の一時的な資金需要に対して、労災年金の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う事業。
- 労災年金の受給権保護の観点から、閣議決定により事業の廃止が決定され(※)、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了し、労災年金担保貸付事業を廃止することとした(※※)。これに伴い、独立行政法人福祉医療機構の業務の範囲を見直すとともに、所要の規定を整備する。

<労災年金担保貸付事業の概要>



(※) 生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて利用者の困窮化を招くこと等の指摘を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の廃止が決定。

(※※) 独立行政法人福祉医療機構中期目標（平成30年2月28日厚生労働大臣指示）に基づき、円滑な事業廃止に必要な周知期間等を勘案して、令和3年度末の新規貸付の申込受付の終了が決定された。

<独立行政法人福祉医療機構中期目標（抄）>

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成33年度末（令和3年度末）を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

労災年金担保貸付事業の廃止について②

労災年金担保貸付事業の廃止に伴い、年金制度改正法案において、労働者災害補償保険法について以下の規定の整備を行うことを予定している。

◎ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

<現行>

第十二条の五 (略)

2 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。

<検討中の改正案>

第十二条の五 (略)

2 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

施行日:令和4年4月1日

【参照条文】

◎ 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)(抄) ※労災年金担保貸付事業等の廃止のため所要の改正を予定。

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 ～十一 (略)

十二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく年金たる給付(厚生年金法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。)の受給権者(第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付の受給権者(第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～7 (略)